

令和4年3月29日
＜問い合わせ先＞
都市局公園緑地・景観課
代表 03-5253-8111

「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」（案）に関する
意見募集の結果について

国土交通省では、令和4年2月24日（木）から令和4年3月17日（木）までの期間において、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」（案）に関する意見募集を行いました。寄せられたご意見の概要及びそれに対する考え方を以下のとおりまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に深く感謝申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力頂きますよう、よろしくお願いいたします。

**「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」(案)に関する意見募集に
寄せられたご意見と国土交通省の考え方**

※7の個人・団体から合計22件のご意見等をいただきました。

※回答末尾に括弧書きで示しているページ番号は、改訂後の「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】」の関連ページ番号です。

No.	ご意見等	国土交通省の考え方
1	2ページの16行目「あたって」と、10ページの4行目「当たって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	ご意見を踏まえ、「あたって」の表記を「 <u>あたって</u> 」に修正します。(p.iii、3ほか)
2	2ページの23行目「全て」と、6ページの3行目「すべて」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	ご意見を踏まえ、「すべて」の表記を「 <u>全て</u> 」に修正します。(p.3、9ほか)
3	6ページの9行目「地方自治法」の法令番号を記載したほうがよい。	ご意見を踏まえ、法律名の後に法令番号を記載します。(p.9)
4	6ページの15行目「バリアフリー法の」は削除したほうがよい。	分かりやすくするために、「バリアフリー法の施行令」を「 <u>バリアフリー法施行令第3条</u> 」に表記を修正します。(p.9)
5	6ページの23行目「以下、」は「以下」のほうがよい。同17行目の例と同様に。	ご意見を踏まえ、「以下、」の表記を「 <u>以下</u> 」に修正します。(p.9)
6	【該当ページ p.20,29】園外の周辺施設や道路からの接続方法 ・p.20に図示しているように、地域としての公園の位置づけもあると思うが、実際に園外からの接続方法についての具体的な記載がないように思われる。 ・公園出入口に隣接する傾斜がある道路との取りつき方を示してもらいたい。	本ガイドラインは、バリアフリー法に基づく都市公園における移動等円滑化に係る整備の内容を示したものであり、都市公園の区域外については、対象に含まれません。 なお、p.20の図は、マスタープラン・基本構想の参考として掲載したものです。(p.9、20)
7	【該当ページ p.なし】 ・ガイドラインができるまでに完成している公園が多く、施設の改修により、いまより使いやすいようにしているのが実態ではあるが、そういった場合の事例紹介などを掲載してもらえると参考になる。 ・バリアフリーに向かない場所（山登りなど）への工夫や対応方法も例示してもらえたらと思う。	本ガイドラインには、既存の公園施設を改修してバリアフリー化をした事例も一部掲載しています。 既存の公園施設の改修によるバリアフリー化やバリアフリーに向かない場所での工夫や対応方法も含めて、個別の事例については、今後も事例収集を継続していき、ガイドラインの説明等を行う際、多様な例示ができるよう努めて参ります。

No.	ご意見等	国土交通省の考え方
8	p90「(3) 表示方法」 (意見) 次の【 】内を補足してください。 「◇ピクトグラムを独自にデザインする場合は、高齢者、障害者【、外国人】等への意見聴取などを行った上で使用することが望ましい。」 (理由・説明) 国や文化により、1つのピクトグラムが作成意図に反して誤解を生んだり、違った意味に受け取られることもありえます。こうしたことを避けるため、たとえば「公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団」では、新しいピクトグラムを作成する際には、一定数の外国人の方にも見てもらい、意図が正しく伝わるかどうか確認しています。コロナ禍が収まれば、以前のように多くの外国人が日本に来ることが見込まれ、その点からも、事後修正などをせず、にすむようにしておくべきです。	本ガイドラインにおける主な対象者には、外国人も含まれており、ご意見の箇所の記載においても、「等」に含まれています。 (p.9,10,11,90)
9	7ページの対象と想定するケースの例欄の「手動車いすを使用」は「手動車いすを使用している場合」のほうがよい。	今回の改訂において、「本ガイドラインにおける主な対象者」を再整理し、「対象と想定するケースの例」欄を削除しています。(p.10)
10	12ページの最下行から上に3行目「都市公園法」の法令番号を記載したほうがよい。	ご意見を踏まえ、法律名の後に法令番号を記載します。(p.21)
11	全国に都市公園は11万ヵ所とも言われています。しかしながら、私車いすユーザーにとってすんなりと入れる公園はいくつあるのでしょうか。出入口に設置されている『車やバイク等の侵入を防ぐ車止め(バリカー)』によって大きな車いすユーザーは出入りすることが困難であり、なくなり利用を諦めてしまうといった事例があります。こういった事例がなく誰でも安心・安全に都市公園を使用出来るようにして下さい。	今回の改訂において、車止めを設ける場合の配置や、車椅子の寸法・回転性能等への配慮について、記載の追加・充実をしたほか、計画・設計段階からの当事者参加の記載を新規で追加しています。 今後も、今回のガイドライン改訂の丁寧な周知等を通じて、都市公園のバリアフリー化を推進して参ります。(p.4, 37)
12	(該当箇所) 全体にわたり (意見) 歩道上等にある点字パネル・点状パネルについて、場合により「固い」「表面が滑らか」「塗れやすい」	今回の改訂において、視覚障害者誘導用ブロック等はJIS T 9251に準拠するものとしております。JIS T 9251では、歩行に困難のある人も含めた他の歩行者に対しても、つまずきの可能性を減少させ、安全と通行しやすさを確

No.	ご意見等	国土交通省の考え方
	といった、要するに「雨等で塗れていた場合にすべりやすい」ものが存在する事があるのであるが、この様な危険な点字パネルについてはその問題は正の策・基準を設けた方がよいのではないかと考える。 その様なパネルが塗れていた時に自転車、車椅子、ベビーカー、他車輪の付いた移動用器具やあるいは徒歩でパネル上にあまり良くない感じで重心が乗ると、かなり危険な状態になるのであるが（方向性を持った誘導ブロックがその様な性質の場合、車輪の付いた移動用器具はかなり危険な状態になる。段差で非常に滑るのである。）、それらについて、何らかの、視覚障害者にとって問題無い形となるような、かつ滑りやすさ・危険性についての対応を行うのが良いのではないかと考える。 （濡れた一部のレンガや石畳なども同様の問題をかかえていたりすると思われるが、視覚障害者の案内のためのパネルについて、場合により同様の危険性が存在したりするようであり、ひょっとすると盲点になっているかもしれないと思われたので意見を行っておく。）	保すると規定されています。 また、今回の改訂において、「都市公園移動等円滑化基準」に対応するよう整備された公園施設について、劣化や破損等により施設・設備等の機能が阻害されることなく機能を保持するためには、適切な維持管理を行う必要があると位置付けています。 これらの内容も含めて、今回のガイドライン改訂の丁寧な周知等を通じて、視覚障害者誘導用ブロック等の適切な設置の推進に努めて参ります。（p.4, 51 ほか）
13	37ページの2行目「5号」は「第5号」のほうがよい。	今回の改訂において、2-2-1(5)見出しを「傾斜路の基準（基準第3条第5号）」に修正しています。（p.48）
14	p59 「2-2-4 野外劇場・野外音楽堂」 ＜ガイドライン＞ （意見） 次の【 】内を補足してください。 「2）通路の基準 ○出入口と車椅子利用者用観覧スペース【、ステージ】及び便所との間の経路を構成する通路については、以下の有効幅、段、勾配、表面、さく等の基準を満たすこと。」 （理由・説明） 車いす利用者等も、ステージから排除するのではなく、ステージに上がることができるように設計すべきです。	都市公園の野外劇場・野外音楽堂は、公園によって地形にあわせるなど設置の状況が様々であるため、全国一律の基準を設けるのではなく、各公園管理者の判断により、個別の公園の諸条件を踏まえて、バリアフリー化をすることが適当と考えております。（p.59）
15	（該当箇所） 69ページ10行目	

No.	ご意見等	国土交通省の考え方
	(意見) 「乳幼児用連れ利用者」の表記を「乳幼児連れ利用者」訂正。	ご意見を踏まえ、「乳幼児用連れ利用者」の表記を「乳幼児連れ利用者」に修正します。(p.69)
16	(該当箇所) 70 ページほか (意見) 建築設計標準と定義が異なるならば「バリアフリースイイレ」という表現は紛らわしいのでやめてほしいです。多目的や多機能よりもここしか使えない人が使いたい時に使えないことへの配慮を優先するならば「障害者優先トイレ」とはっきりと明記するべきではないでしょうか。 元気な高齢者や乳幼児連れ利用者も、障害者が優先されることには理解できます。 また、そもそもバリアフリーの概念がどこまで認知されているかも疑わしいので、日本語表記を心がけるべきです。ガイドライン上はトイレも便所でいいくらいです。 (ガイドラインも指針の方がいいです。)	今回の改訂において、高齢者、障害者等が利用する便房等の適正利用を推進するため、都市公園移動等円滑化基準の第9条第2項に適合する便房を「バリアフリースイイレ」と表記することとし、その旨を明記しています。 なお、実際のトイレの名称を「バリアフリースイイレ」とすることを求めているものではありません。 今回の改訂については、その内容が適切に伝わるよう、丁寧な周知に努めて参ります。(p.70 ほか)
17	(該当箇所) p.72 ⑤ 大便器・便房 ◇車椅子使用者が必要とする広さや設備、乳幼児用設備を有する便房では、戸の有効幅を80cm以上とすることが望ましい。 (意見) 車椅子使用者の使用が想定される便房であれば、戸の有効幅80cm以上は標準的な整備内容(○)として規定してはいかがでしょうか。乳幼児用設備を有する便房の場合は、80cm以上は望ましい整備内容(◇)で良いと思います。	ご意見の箇所については、車椅子使用者の利用と乳幼児用設備使用者の利用の両方に係る基準であることから、望ましい整備内容としています。 (p.72)
18	p73 「(7) 乳幼児用設備」 (意見) 次の【 】内を補足してください。 「◇更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、上記の乳幼児用設備を有する便房に加えて、一般便房【(男女別の場合はそれぞれ1以上)】にベビーチェアを設置することが望ましい。 追加「○ おむつ交換台のある便房がない場合には、男女別トイレ内それぞれにおむつ交換台を設け	ご意見の1点目の記載については、望ましい設備としてベビーチェアを含めた乳幼児用設備を有する便房を1以上(男女別に設けるときはそれぞれ1以上)設置した上で、更なる機能分散を図るための措置であるため、男女別に設ける場合はそれぞれに設けることを念頭に置いています。 ご意見の2点目の記載については、都市公園のトイレの状況は様々であるため、全国一律の基準を設けるのではな

No.	ご意見等	国土交通省の考え方
	る。」 (理由・説明) p76 の参考例上下 2 点とも、そのようになっています。 p76 上の図では、男子トイレ共用スペース内におむつ交換台が、p78 下の図では男女トイレ共用スペース内におむつ交換台が設置されています。<--- (それ以外でもあるのはいいことですが。) (参考記事) <記者だより> 男性用トイレにないもの 2021 年 9 月 19 日 東京新聞 https://www.tokyo-np.co.jp/article/132179 「...家庭用品大手の P & G ジャパンが昨年発表した育児調査では、子育て中の男女の 85% が、おむつ交換台が設置されている男性トイレは「少ない」と回答している。男性が子育てに関わる環境は、まだまだ整備されていないのが実情だ。」	く、各公園管理者の判断により、個別のトイレの諸条件を踏まえて、対応することが適当と考えております。 (p.73)
19	p80 上の参考図について (意見) 男女共用トイレの左「介助者と一緒に入れる広めの便房」のカーテンの位置を再検討ください。 (理由・説明) 付添人が排泄中に、イスでの待機者が扉を開けて出ていく可能性があります。 待機者が待機中に扉を開けないような位置に、カーテンを設置してください。 (好事例) 新国立競技場 (p50、51 参照) https://www.jpnsport.go.jp/newstadium/Portals/0/sonota/universaldesignworkshopnitsuite.pdf	ご意見の図については、バリアフリートイレの一例を示したものです。各公園管理者の判断により、個別の公園の諸条件を踏まえて、バリアフリー化をすることが適当と考えております。 (p.76)
20	63 ページの 21 行目「JIS」の番号を記載した方がよい。	ご意見を踏まえ、「JIS に準拠」を「<u>手すり</u>は、<u>JIS T 9282 に準拠</u>」に修正します。(p.81)
21	63 ページの最下行から上に 2 行目「上肢体の不自由な人」と同 5 行目「上肢不自由者」との違いは何か？	今回の改訂において、ご意見いただいた「上肢体の不自由な人」、「上肢不自由者」は削除しています。(p.82)

No.	ご意見等	国土交通省の考え方
22	(該当箇所) p.83 ⑪ 大型ベッド等 ◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースをとることが望ましい。 (意見) この規定は、高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(令和2年度版), P2-138 のキ.大型ベッドの規定(下記)に合わせてはいかがでしょうか。 ・大型ベッドの設置位置は、介助者の作業のしやすさや大型ベッドからの片側への転落を防止し、安全性の確保等に十分配慮したものとする。 留意点：大型ベッドの寸法 ・大型ベッドは、介助によって着替え、おむつ交換、排泄等を行う際に使用されるものである。 ・大型化を求めるニーズもあることから、大型ベッドの寸法は、施設用途や利用者のニーズを踏まえて決定することが望ましい。	大型ベッドの設置については、今回のガイドライン改訂で望ましい整備内容として記載したもののほか、ご意見の内容も踏まえて様々な方法があり得ると思いますので、今後の検討の参考とさせていただきます。(p.83)